

# 虐待防止のための指針

特別養護老人ホーム  
陽だまりの里

## 1. 基本的な考え方

社会福祉法人慈久福祉会が経営する特別養護老人ホーム陽だまりの里（以下「施設」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 虐待の定義

### （1）身体的虐待

- ①暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること
- ②本人の利益にならない強制による行為、または代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為をすること。
- ③「緊急やむを得ない」場合以外で身体を拘束・抑制すること。

### （2）介護・世話の放棄・放任

- ①必要とされる介護や世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為をすること。
- ②利用者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為をすること。
- ③必要な用具(ナースコール・めがね・義歯・補聴器等)の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為をすること。
- ④利用者の権利を無視した行為をすることやその行為を放置する行為をすること。
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

- ①脅しや侮辱等の発言や態度をとる行為をすること。
- ②無視や嫌がらせ等によって利用者に精神的な苦痛を与える行為をすること。
- ③利用者の意欲や自立心を低下させる行為をすること。
- ④心理的に利用者を不適に孤立させる行為をすること。

#### (4) 性的虐待

- ①本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要をすること。
- ②人前で排泄させたり、おむつを交換したりする、またはその場面を見せないための配慮をしないこと。

#### (5) 経済的虐待

- ①利用者の合意なしに財産や金銭を使用したり、寄付や贈与を強制する行為をすること。
- ②生活に必要なお金を渡さない等、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 3. 虐待防止検討委員会の設置

施設は、虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置する。

#### (1) 構成

- ①施設長
- ②事務長
- ③看護主任
- ④介護主任
- ⑤生活相談員
- ⑥管理栄養士
- ⑦機能訓練指導員
- ⑧介護支援専門員
- ⑨その他必要に応じ施設長が指名する者

#### (2) 運営

委員長は、施設長があたるものとし、委員長に事故あるときは、事務長がその職務を代理する。委員長は、委員会を代表し会務を総理する。委員会の庶務は、生活相談員があたる。

#### (3) 開催

委員会は、「身体拘束廃止委員会」と併せて、年4回委員長の招集により開催する。

#### (4) 審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関するこ。
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関するこ。
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関するこ。
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関するこ。
- ⑤虐待が発生した場合に、その対応、原因分析、再発防止に関するこ。

#### **4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針**

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修はユニット会議等で適宜実施するとともに、外部研修にも積極的に参加して意識の醸成を図る。また、新規採用時には必ず実施し意識の醸成を図るものとする。

#### **5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に処分する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、関係機関の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### **6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制**

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に通報し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止検討委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### **7. 利用者等に対する指針の閲覧**

職員、利用者およびその家族をはじめ、外部の方がいつでも本指針を閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、施設ホームページにも公開する。

#### **附 則**

この指針は、令和4年7月12日より施行する。